

情報センター利用者パスワードガイドライン

1. 目的

情報センター利用者パスワードガイドラインは、情報センターで発行するアカウントにて本学情報システムを利用する際のパスワードに関し、利用者があらかじめ理解しておくべき事項を示すことを目的とする。

2. パスワードにかかる全般的な注意事項

2.1 初期パスワードの変更

利用者は、アカウントが発行されたら速やかに初期パスワードを自己のものに変更すること。初期パスワードのまま情報システムの利用を継続してはならない。

2.2 パスワードに使用する文字列

利用者が設定するパスワード文字列は、以下の条件を全て満足するものでなければならない。

- (1) 10文字以上 18文字以下で設定する。
- (2) ユーザ名に含まれる3文字以上連続した文字は設定できない。
- (3) 以下の①～④の4種類のうち、3種類以上含めた文字で設定する。
 - ① 数字 (0123456789)
 - ② 英字の小文字 (abcdefghijklmnopqrstuvwxyz)
 - ③ 英字の大文字 (ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ)
 - ④ 記号 (~!@#\$%^&*()_-=+{}[]¥|:;'"<>.,?/)

また、以下の文字列は容易に推察可能であるため、パスワードとして設定してはならない。

- (1) 利用者のアカウント情報から容易に推測できる文字列（名前、ユーザー名等）
- (2) 上記を並べ替えたもの、上記に数字や記号を追加したもの
- (3) 辞書の見出し語
- (4) 著名人の名前等

2.3 パスワードの変更

利用者は、情報センターからパスワードの変更の指示を受けた場合には遅滞なくパスワードを変更しなければならない。変更後のパスワードは変更前のパスワードと類似のものであってはならない。

2.4 パスワードの管理

利用者は、自己のパスワードを厳重に管理しなければならない。パスワードをメモしたり、端末にそのメモを貼り付けたりしてはならない。携帯端末等に記憶させる場合は他人

が扱えないようにセキュリティを施しておくこと。他人にパスワードを教えたり、不注意でパスワードが他人に知られたりしてしまうことがないように最大限の注意を払わなければならない。

2.5 パスワード詐取の可能性のある場所での利用禁止

パスワードやアカウントを詐取される可能性があるため、インターネットカフェ等に設置されている不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いての学内情報システムへのアクセスを行ってはならない。

2.6 パスワードによるロックの励行

利用者は、使用中のコンピュータにログインしたまま離席する場合は、他人が画面を閲覧したり操作したりすることができないよう、画面のロック操作を行わなければならない。ただし、共同利用するパソコンでは、他の利用者に迷惑をかけないよう長時間の離席はしないこと。

3. パスワードに関する各種手続き

3.1 パスワードを失念した場合

利用者がパスワードを失念した場合は、情報センターに身分証（学生証もしくは職員証等）を持参し、パスワードの再発行を申請しなければならない。パスワードの再発行を受けた場合には、速やかに初期パスワードを自己のものに変更すること。

3.2 パスワードの事故報告

利用者は、アカウントを他人に使用された場合、またはその危険が発生した場合は、直ちに情報センターにその旨を報告しなければならない。

以上

2014年 3月 26日作成

2018年 3月 31日改版

大阪工業大学

情報センター